



大阪地裁総第171号

令和3年2月22日

山中理司様

大阪地方裁判所長 中本敏嗣



司法行政文書開示通知書

令和2年12月28日付け（令和3年1月4日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「戸籍謄本等の原本返却について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話06（6363）1281（内線4122）

戸籍謄本等の原本返却について

大阪地方裁判所本庁、管内支部及び簡易裁判所の民事事件で、令和3年1月1日から、身分関係や法定代理権の有無等を確認するために裁判所に提供（「提出」と区別し、国に所有権を移転させない趣旨で書類を裁判所に持参し、又は郵送する行為）される戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（これらをまとめて「戸籍謄本等」という。）の原本について、原本を提供した者が同時にその写しを提出して、原本の返却を要望した場合は、これに応じることにしました。

ただし、書証の申出や法令上、裁判所に戸籍謄本等の原本を提出しなければならない場合については、この限りではありません。